



食品中の放射性物質の 新しい基準値

平成24年4月から、食品中の放射性セシウムについて、
暫定規制値から新しい**基準値**になります。

Q1 新しい基準値はどのようなものですか。

「放射性セシウムの暫定規制値」

食品群	暫定規制値 (Bq/kg)
飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚 その他	

新しい
「放射性セシウムの基準値」^{注1}

食品群	基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

注1: 準備期間が必要な米・牛肉は6ヶ月、大豆は9ヶ月間の猶予があります。
: 基準値は放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めた値です。

暫定規制値に適合する食品は、健康への影響はないと評価されていますが、今回、食品の安全と安心をより一層確保するため、年間許容線量を、国際放射線防護委員会の非常時の基準を踏まえた5ミリシーベルト (mSv) から、国際機関のコーデックス委員会の平常時におけるガイドラインを踏まえた1 mSvに引き下げました。
この許容線量に基づき、4つの食品区分ごとに、新しい基準値を設定しました。

Q2 4つの食品区分の特徴は何ですか。

飲料水

・すべての人が飲む物で代わりがなく、たくさん飲みます。

牛乳

・子どもは牛乳をたくさん飲みます。

乳児用食品

・小児の期間は、感受性が大人より高い可能性が指摘されています。

一般食品

・特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「牛乳」、「乳児用食品」、以外の全ての食品です。

Q3 基準値はどのように決められたのですか。

一般食品

・年間許容線量1mSv/年に基づいて「一般食品」に許容線量を割り当て、そこから年齢区分・男女別の限度値を割り出しました。その中で最も厳しい限度値から、新しい「基準値」を決定しました。

年齢区分別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し限度値を算出^{注2}

年間許容線量^{注3}
1mSv/年

飲料水に割り当てる線量(約0.1mSv/年)を引く。

一般食品に割り当てる線量が決まります。(約0.9mSv/年)

年齢区分	摂取量	限度値(Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160

基準値
100Bq/kg

注2: 食料自給率や暫定規制値設定の汚染割合50%から、食品の50%が汚染されていると仮定
注3: 食品から被ばくする年間に許容できる線量

飲料水

・世界保健機関(WHO)の指標値を基にしています。

牛乳・乳児用食品

・子どもへの配慮と、流通品のほとんどが国産であるという実態から、当該食品の100%が汚染されていると仮定し、一般食品の基準100Bq/kgを半分にして50Bq/kgにしています。

Q4 乾燥や加工した食品はどのように扱われるのですか。

乾燥きのこ 乾燥海藻類など

例: 乾燥きのこ

原材料である生の“きのこ”と、乾燥きのこを水戻して食べる状態にしたものに、一般食品の基準値100Bq/kgを適用します。

茶

茶: 飲む状態で飲料水の基準値10Bq/kgを適用します(発酵して作った紅茶、ウーロン茶などは、一般食品の基準値100Bq/kgを適用)。

Q5 乳児用食品は、どこで見分けるのですか。

・新しい基準値が適用される乳児用食品について、消費者がそれを判別できるように、乳児用食品の表示基準の策定手続きを進めています。現在、消費者委員会に諮問し、同委員会で検討が行われているところです。

Q6 食品と放射性物質に関する消費者庁の取組を教えてください。

消費サイドで安全を確かめる

・食品の放射性物質検査機器を地方自治体に配備し、消費サイドで安全を確かめる体制づくりを進めています。また、検査担当者を対象とした研修会を開催しています。

食品と放射性物質に関するリスクコミュニケーション

・消費者庁主催のほかに、地方自治体や消費者団体等と共催しています。
・地方自治体や消費者団体等が独自に行う場合にも、講師を紹介などの協力をしています。